

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和6年3月6日

旭川市長 今津寛介
(公印省略)

1 公募する趣旨

本契約については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)に記載された統一的な基準に基づく本市の財務書類の作成に係る一連の業務を短期間で確実に履行するための実施体制が必要であることから、落合公認会計士事務所(以下「契約予定者」という。)を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者として競争性のある契約手続に移行する。

2 契約概要

- (1) 業務名 地方公会計財務書類作成業務
- (2) 契約内容 総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)に記載された統一的な基準に基づく本市の財務書類の作成に係る一連の業務(詳細は仕様書のとおり)
- (3) 履行期間 令和6年4月下旬(又は5月上旬)(予定)から令和7年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(2) 設備・システムに関する要件

本市では、本件に関するシステムの導入予定はないことから、システムを導入しない体制での履行が可能であること。

(3) 履行体制に関する要件

- 別に定める仕様書に示す業務を適切に履行できる体制が整っている者であること。
- (4) 過去に他の地方公共団体と本業務と規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、すべて誠実に履行した実績があること（契約書の写し及び履行完了を確認できる書類の添付含む）。

4 手続等

(1) 担当部局

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階

総合政策部財政課

電話 0166-25-5672 FAX 0166-24-7833

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年3月6日（水）から令和6年3月26日（火）まで(1)の場所で交付するほか、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d077123.html>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月26日（火）午後5時までに(1)の場所に持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

5 その他

詳細は公募説明書による。